

## 第三者研究会での意見の概要及び意見に対する対応

### 1. 第三者研究会の名称、開催状況

「サプライチェーン物流環境ディスクロージャー調査研究」アドバイザー会議

- ・開催 第1回 平成20年3月4日  
第2回 平成20年8月4日
- ・なお、報告書作成時に内容を照会した。

### (1) アドバイザー

末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問  
岩間 芳仁 社団法人 日本経済団体連合会 環境本部長  
野田 健太郎 前日本政策投資銀行 公共ソリューション部 CSR支援室長(日本経済研究所調査第一部長)  
橘 真一 東レ株式会社 物流部長  
稗田 靖 東京電力株式会社 環境部 部長代理  
麦田 耕治 日本通運株式会社 環境・社会貢献部 専任部長

### (2) オブザーバー ( ) はその前任者

高橋 直人 経済産業省 商務流通グループ流通政策課長  
君塚 秀喜 経済産業省 産業技術環境局環境政策課環境調和産業推進室長  
西郷 正道 農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課長  
石飛 博之 環境省 総合環境政策局環境経済課長  
(笠井 俊彦)  
徳田 博保 環境省 地球環境局地球温暖化対策課長  
大塚 洋 国土交通省 総合政策局環境政策課長  
(桑田 俊一)  
山口 勝弘 国土交通省 政策統括官付参事官 (物流政策)  
(甲斐 正彰)

## 2. 第三者研究会での意見の概要及び対応

意見の概要	意見に対する対応状況
<ul style="list-style-type: none"><li>省エネ法の範囲を超えて、CO2に関する情報を自主的に開示することが、企業価値を高めることにつながるという仕組みを考えていく必要があるのではないかと。</li><li>対象をどうするのが課題である。現在の省エネ法では、年間の輸送量で3,000万トンキロ以上が対象となっているが、物流部門を子会社化することにより対象外となる。情報を開示するという前にその点のルールをもう一度きちんと決めておかないと、逃げ道ができてしまう。</li><li>廃棄物に関する物流(静脈物流)はどのように扱うのか。</li><li>「価格が高い場合でも、半数以上の回答者が購入する考え」(P11)との記述があるが、「どんなに高くても買う」という回答ではない。「約40%の者が、5%程度の価格増であれば購入すると回答した」という結果が出ているのであれば、この部分も併せて記述すべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>消費者及び証券等のアナリストを対象としたアンケート調査を行い、CO2に関する情報を自主的に開示することが、消費者及び証券等のアナリストに対し企業価値を高めることにつながるとの調査結果を明らかとした。</li><li>指摘事項を現在の省エネ法の課題として、報告書に記述するとともに、この課題を克服するためにも、個別企業グループから連結企業グループベースでの把握・開示が必要である旨、報告で提案した。</li><li>廃棄物は無主物であるが、廃棄物処理法の排出者責任の考え方により、改正省エネ法の報告義務の範囲に含まれるため、今回の調査研究の対象から除外することとした。</li><li>指摘事項を踏まえ、本文(P11)を修正した。</li></ul>